

平成20年度「規制緩和要望」一覧

項目	要望の概要
I. 地域経済の活性化・中小企業金融の円滑化	
1. 信用保証協会保証付債権の譲渡に係る要件の緩和【新規】	<p>信用保証協会保証付債権(以下「保証付債権」)の再生ファンド等への譲渡は一定の要件(注)を満たした場合にのみ認められている。ただ、中小企業の再生では、私的整理ガイドラインが求める要件を満たすことができず、銀行主体で作成した再生計画により再生を行うケースが多い。その結果、「保証付債権」を再生ファンド等に譲渡することができず、中小企業の再生が迅速に行われない事例もみられる。したがって、「保証付債権」を譲渡する際の要件に、「銀行が関係者と合意のうえ作成した再生計画」が追加されれば、民間主導による企業再生が円滑化すると考える。</p> <p>(注) 譲渡が認められる要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 整理回収機構が策定を支援した再生計画 ② 中小企業再生支援協議会が策定を支援した再建計画 ③ 有責組合が策定を支援した再建計画 ④ 私的整理ガイドラインに基づき成立した再建計画
2. 動産譲渡登記の公示性の強化【継続】	<p>本制度が開始され3年となるが、この間、金融機関は中小企業金融円滑化のため、動産担保融資の取組みを進めてきた。また、中小企業庁でも、信用保証協会による「流動資産担保融資保証制度」を創設するなど資金供給手法の多様化に努めている。</p> <p>こうした中で、動産譲渡登記制度の利用をより一層促進するために、登記された担保目的の動産譲渡が、占有改定による先行の譲渡担保に優先するよう、公示性を強化する。</p>
3. コミットメントライン契約適用対象の拡大(みなし利息の適用除外の追加)【継続】	<p>コミットメントライン契約に係る手数料が利息制限法および出資法上のみなし利息の適用除外となる借主に、中小企業を追加する。中小企業が追加されれば、中小企業金融の円滑化を図るうえで有効な手法になると考える。銀行は監督指針の下、法令遵守に向けた全行的な内部管理態勢を構築していることから、優越的地位濫用の懸念はないと考える。</p>
4. 銀行合併時の議決権の取得制限(5%ルール)の緩和【継続】	<p>公正取引委員会のガイドラインでは、銀行合併時の例外規定(議決権5%超の保有が最長5年にわたり可能)の適用を認可する場合の要件(注)を定めているが、実際に同委員会の認可は、なかなか得られないのが実情である。銀行に代わる株式の引受け手が限られているという地域の実情を踏まえ認可が行われるよう、要件を明確化する。</p> <p>また、銀行法および独占禁止法では、合併後5%超を保有する場合、その保有期間(最長5年)の中間期までに当該5%超分の1/2以上に相当する株式を処分することが定められているが、地域や企業の実情に応じて処分できるよう本規定を廃止する。</p> <p>(注) 議決権5%超の保有要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業績が不振であり信用を維持するために必要な場合 ② 市場での売却に相当の期間を要する場合 ③ 相対で売却しなければならない場合で、超過額が大きく、売却に相当の期間を要する場合

項目	要望の概要
Ⅱ. 保険窓販	
1. 銀行の保険窓販に係る担当者分離規制の撤廃【継続】	本規制により、顧客にとって身近な行員が保険の活用を含めた資産運用に関する総合的な提案ができず、顧客利便性を阻害している。銀行は監督指針の下、法令遵守に向けた全行的な内部管理態勢を構築していることから、3年のモニタリング期間を待たずに本規制を撤廃する。
2. 銀行の保険窓販に係る融資先販売規制の撤廃【継続】	銀行は監督指針の下、法令遵守に向けた全行的な内部管理態勢を構築していることから、独占禁止法の遵守を前提として、3年のモニタリング期間を待たずに本規制を撤廃する。
3. 保険業法上の非公開情報保護措置の撤廃【継続】	銀行以外の代理店（証券会社等）は本規制の対象外であり、公平性を欠くものとする。銀行は監督指針の下、法令遵守に向けた全行的な内部管理態勢を構築しており、個人情報保護法に基づく個人情報の継続的な厳格管理に取り組んでいることから、3年のモニタリング期間を待たずに銀行の保険募集に限った本規制を撤廃する。
4. 保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外【継続】	本規制は、募集代理店となる企業が自社従業員へ保険販売を行うことを、その実態に係わらず一律に禁止している。これは、過剰な規制であり、従業員からの自発的な申し出等にも対応できないなど顧客利便性を阻害している。銀行は監督指針の下、法令遵守に向けた全行的な内部管理態勢を構築していることから、本規制を設ける必要はないと考える。
Ⅲ. 経営の効率化	
1. 決算関係報告書類の見直し【新規】	<p>銀行が当局あて提出する決算関係報告書類の中には、他の報告書類と重複する報告帳票があり、銀行の負担となっている。</p> <p>一方で、ベター・レギュレーションを踏まえた検査の取組みが進み、検査時の事前提出資料が削減されるなど事務負担の見直しが図られている。こうした中、銀行監督上求められる決算関係報告書類のうち、他の報告書類と重複する報告帳票（注）についても、事務の簡素化の観点から見直すべきである。</p> <p>（注）① 決算状況表の「有価証券等の状況」 ② 連結決算状況表の「主要損益」・「主要勘定」等</p>
2. 不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化【継続】	リスク管理債権は、米国基準との同等性や時系列での比較可能性といった観点から開示が求められているが、米国一国の基準に拘ることに合理性はないと考えられる。「金融再生法開示債権」の考え方の導入から既に10年が経過し、時系列での比較可能性を有すると考えられる。したがって、不良債権に関する最も重要な指標に位置付けられている「金融再生法開示債権」への一元化を図り、預金者の理解促進とともに、二重管理に伴う事務の煩雑さを解消すべきである。
3. 銀行法で定める決算公告の有価証券報告書による代用の容認【継続】	有価証券報告書は、決算公告で開示する情報を網羅しており、銀行のホームページのほかEDINETでの閲覧も可能である。預金者にとって有価証券報告書は、開示情報の内容のみならず情報の入手手段としても決算広告に比べ多様性に富み、十分その代替措置となり得る。ついては、会社法の決算広告の扱いで認めているものと同様に、銀行法で定める決算広告の代替措置として有価証券報告書の利用を認める。